

## 山陽小野田市議会政策討論会実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山陽小野田市議会基本条例（平成24年山陽小野田市条例第23号）第9条第2項の規定に基づき実施する政策討論会（以下「討論会」といいます。）について必要な事項を定めるものとします。

(構成)

第2条 討論会は、議員全員をもって構成します。

2 討論会に、座長1人、副座長1人を置きます。

3 座長は、議長とし、副座長は、副議長とします。

(所管)

第3条 討論会の議事決定及び運営等は、議会運営委員会（以下「委員会」といいます。）が行います。

2 討論会で議題にしようとする案件がある場合は、会派にあつては当該会派の代表者が取りまとめ、議長に議題を申し入れ、会派に属さない者にあつては、議長に議題を申し入れ、議長が委員会へ提出します。

3 討論会の議題は、前項により提出された議題をもって委員会において協議し、決定します。

(討論会)

第4条 討論会は、委員会からの要請に基づき、座長が招集し、これを主宰します。

2 討論会で議題となった事項は、提出議員が討論会において概要を説明します。

3 討論会で議題となった事項に対し、資料提供がある場合は、提出議員において適宜準備するものとします。

4 討論会は、原則公開とします。

(意見の活用)

第5条 討論会において取りまとめられた意見等は、次の各号に掲げる目的のために活用します。

(1) 常任委員会及び特別委員会における審査及び政策立案

(2) 執行機関への政策提言

(3) 前2号に掲げるもののほか、議会における政策形成への反映

(会議録)

第6条 討論会は、議員の意見交換の場であるため、会議録は作成しません。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定めるものと

します。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行します。